

議案第 29 号

筑西市あけの元気館条例の制定について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市あけの元気館条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、筑西市あけの元気館（以下「元気館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市に次のとおり元気館を設置する。

名称	位置
筑西市あけの元気館	筑西市新井新田 48 番地 1

2 元気館に次に掲げる施設を置く。

- (1) 温泉浴室
- (2) プール室
- (3) トレーニングルーム

- (4) 大広間
- (5) 健康体操室
- (6) リラックスルーム
- (7) くつろぎホール
- (8) ラウンジ
- (9) ふれあいホール
- (10) 談話室

(管理)

第3条 元気館は、人々が安心して楽しく日常生活が送れるよう健康の維持増進、保健福祉の向上及び世代間の交流を支援するため、常に良好な状態において管理しなければならない。

2 元気館の管理は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 元気館の運営に関する業務
- (2) 元気館の施設及び附属設備器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (3) 元気館の施設等の利用料金の徴収及び減免に関する業務
- (4) 元気館の施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか施設等の管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(指定の期間)

第5条 指定管理者が元気館の管理を行う期間は、5年とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定める期間を短縮することができる。

(利用時間)

第6条 元気館の利用時間は、次の表左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める時間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受け、利用時間を変更することができる。

施設の区分	利用時間
温泉浴室	午前10時から午後10時まで
大広間	

健康体操室	
リラックスルーム	
くつろぎホール	
ふれあいホール	
談話室	
プール室	午前１０時から午後９時３０分まで
トレーニングルーム	
ラウンジ	

(休館日)

第７条 元気館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受け、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(１) 毎月第２及び第４水曜日（８月は、第１及び第４水曜日とし、当該水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）

(２) １月１日

(利用の許可)

第８条 第２条第２項第１号から第７号までに掲げる施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

２ 指定管理者は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第９条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しない。

(１) 特定の政治活動若しくは宗教活動に利用し、又はこれらを伴うおそれがあると認められるとき。

(２) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(３) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(４) 施設等の維持管理上の必要があるとき。

(５) 前各号に掲げるもののほか施設等の利用を不適當と認めるとき。

(利用料金)

第１０条 指定管理者は、第８条第１項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）から、利用料金を徴収する。

2 利用料金は、別表各項に掲げる区分に応じ、同表各項に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 利用者は、利用料金を前納しなければならない。この場合において、当該利用料金に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、前条の規定にかかわらず、公用若しくは公益事業のため元気館を利用するとき又は相当の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第12条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用できなかったとき。

(2) 指定管理者が公用上その他やむを得ない事由により利用の許可を取り消し、又は利用を中止させたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか特別の理由があると認めるとき。

(目的外利用禁止等)

第13条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の許可を取り消し、又は利用を中止し、若しくは変更させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 施設等の利用の許可の目的又は利用条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により施設等の利用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか施設等の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者及び市はその責めを負わない。

(利用者の義務)

第15条 利用者は、施設等を変更して利用し、又は施設等に特別な設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 利用者は、施設等の利用が終わったとき、利用の許可を取り消されたとき又は利用の中止若し

くは変更をさせられたときは、直ちに施設等を原状に復し、指定管理者に引き渡さなければならない。

- 3 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、利用者に代わってこれを処理し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第16条 利用者は、施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が認定する損害額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(目的外使用許可等の権限)

第17条 元気館における法第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用に係る許可及び使用料の徴収、減免等は、筑西市行政財産使用料等徴収条例（平成17年条例第49号）の規定に基づき市長が行う。

- 2 元気館における法第238条の4第2項の規定に基づく行政財産の貸付け又は私権の設定は、指定管理者が行う。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4項の表中あけの元気館等複合施設運営協議会の項を削る。

(筑西市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)

- 3 筑西市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) あけの元気館

(筑西市税条例の一部改正)

4 筑西市税条例（平成 17 年条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 142 条第 3 号を次のように改める。

(3) 筑西市あけの元気館条例（令和 7 年条例第 号）に規定する鉱泉を使用する施設を利用する者

（筑西市あけの元気館等複合施設条例の廃止）

5 筑西市あけの元気館等複合施設条例（平成 25 年条例第 24 号）は、廃止する。

（筑西市あけの元気館等複合施設条例の廃止に伴う経過措置）

6 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の筑西市あけの元気館等複合施設条例（以下「旧あけの元気館条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 この条例の施行の日前に旧あけの元気館条例別表の規定により発行した回数券及び会員券は、同日以後においても使用することができる。

別表（第10条関係）

1 1回当たりの利用料金の額 次の表左欄に掲げる利用者の区分に応じ、同表右欄に定める額

利用者の区分	利用料金の額	
	個人利用の場合	団体（20人以上） 利用の場合
大人	750円	650円
高齢者	650円	550円
小人	300円	250円
障害者（大人）	300円	250円
障害者（小人）	無料	無料
幼児	無料	無料

2 回数券（1セット当たり11枚）による利用料金の額 次の表左欄に掲げる利用者の区分に応じ、同表右欄に定める額

利用者の区分	利用料金の額
大人	7,500円
高齢者	6,500円
小人	3,000円
障害者（大人）	3,000円

3 会員券による利用料金の額 次の表左欄に掲げる会員利用者の区分に応じ、同表右欄に定める額

会員利用者の区分		利用料金の額
会員券の種別	利用者の区分	
年間会員券	大人	38,000円
	高齢者	31,000円
	小人	16,000円
	障害者（大人）	16,000円
	ファミリー	75,000円
	法人	210,000円
半年会員券	大人	20,000円

	高齢者	17,000円
	小人	9,000円
	障害者（大人）	9,000円
	ファミリー	40,000円
3か月会員券	大人	10,500円
	高齢者	9,000円
	小人	4,700円
	障害者（大人）	4,700円
	ファミリー	21,000円

備考 1

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 高齢者とは、満65歳以上の者をいう。
- 3 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号ロに基づき都道府県知事が行う知的障害者に係る医学的判定に基づき交付されるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- 4 小人とは、満3歳から小学生までの者をいう。
- 5 幼児とは、3歳未満の者をいう。

備考 2

- 1 ファミリー会員に係る最大登録者数は、4人とする。
 - 2 法人会員に係る1日当たりの最大利用者数は、5人とする。
 - 3 本市の区域外の会員利用者（本市の区域内における在勤及び在学の者を除く。）に係る利用料金の額は、別表第3項の表に規定する利用料金の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 附属設備器具の利用料金 規則で定める額